

令和3年第1回鬼北町議会定例会

令和3年3月3日（水曜日）

○議事日程

令和3年3月3日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第3号 鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 鬼北町戸別浄化槽条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 鬼北町成川溪谷キャンプ場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 鬼北町成川溪谷休養休憩施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 鬼北町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 鬼北町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 工事変更請負契約（平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事）の締結について
- 日程第14 議案第11号 鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第12号 旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第13号 鬼北町成川溪谷休養休憩施設等の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第14号 鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第15号 鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第16号 鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第17号 鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第18号 鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 鬼北町日吉中央集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 きのこ栽培センターの指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 日吉夢産地の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 鬼北総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 令和 2 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 令和 2 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 令和 2 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 令和 2 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 令和 2 年度鬼北町水道事業会計補正予算 (第 1 号) につ
いて
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 令和 2 年度鬼北町病院事業会計補正予算 (第 2 号) につ
いて
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 令和 3 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 令和 3 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 令和 3 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ
いて
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 令和 3 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算につい
いて
- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 令和 3 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予
算について
- 日程第 5 3 議案第 5 0 号 令和 3 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 5 4 議案第 5 1 号 令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ
いて
- 日程第 5 5 議案第 5 2 号 令和 3 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 5 6 議案第 5 3 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 5 7 令和 3 年請願第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書に
いて
- 日程第 5 8 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ
とについて
- 日程第 5 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
- 日程第 6 0 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 6 1 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 6 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 3 号 鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 鬼北町戸別浄化槽条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 鬼北町成川溪谷キャンプ場施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 鬼北町成川溪谷休養休憩施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 鬼北町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 鬼北町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 工事変更請負契約（平成 30 年 7 月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線 1 号箇所災害復旧工事）の締結について
- 日程第 14 議案第 11 号 鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 12 号 旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 13 号 鬼北町成川溪谷休養休憩施設等の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 14 号 鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 15 号 鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 16 号 鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 17 号 鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 18 号 鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 19 号 鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 20 号 鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 21 号 鬼北町日吉中央集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 22 号 鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 23 号 鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 24 号 きのか栽培センターの指定管理者の指定について

- 日程第 28 議案第 25 号 鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 26 号 鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 27 号 鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 28 号 日吉夢産地の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 29 号 鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 30 号 鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 31 号 森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 35 議案第 32 号 鬼北総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 33 号 令和 2 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 37 議案第 34 号 令和 2 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 38 議案第 35 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 39 議案第 36 号 令和 2 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 40 議案第 37 号 令和 2 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 41 議案第 38 号 令和 2 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 42 議案第 39 号 令和 2 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 43 議案第 40 号 令和 2 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 44 議案第 41 号 令和 2 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 45 議案第 42 号 令和 2 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 46 議案第 43 号 令和 3 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 47 議案第 44 号 令和 3 年度鬼北町用品調達特別会計予算について

- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 令和 3 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 令和 3 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ
いて
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 令和 3 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 令和 3 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計予
算について
- 日程第 5 3 議案第 5 0 号 令和 3 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 5 4 議案第 5 1 号 令和 3 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ
いて
- 日程第 5 5 議案第 5 2 号 令和 3 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 5 6 議案第 5 3 号 令和 3 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 5 7 令和 3 年請願第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書に
いて
- 日程第 5 8 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ
とについて
- 日程第 5 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
- 日程第 6 0 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につ
いて
- 日程第 6 1 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 6 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 番 高 橋 聖 子 | 2 番 中 山 定 則 |
| 3 番 末 廣 啓 | 4 番 山 本 博 士 |
| 5 番 赤 松 俊 二 | 6 番 松 下 純 次 |
| 7 番 芝 照 雄 | 8 番 福 原 良 夫 |
| 9 番 程 内 覺 | 1 0 番 松 浦 司 |
| 1 1 番 山 崎 保 | 1 2 番 渡 邊 眞 次 |

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 佐 竹 誠 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
総 務 財 政 課 長 高 田 達 也	企 画 振 興 課 長 二 宮 浩
町 民 生 活 課 長 谷 口 浩 司	保 健 介 護 課 長 芝 達 雄
環 境 保 全 課 長 森 明	日 吉 支 所 長 那 須 周 造
農 林 課 長 松 本 秀 治	建 設 課 長 上 田 司
水 道 課 長 上 田 司	会 計 管 理 者 古 谷 忠 志
教 育 課 長 松 浦 秀 樹	教 育 課 長 渡 邊 甫
農 業 委 員 会 会 長 川 平 定 計	農 業 委 員 会 事 務 局 長 松 本 秀 治
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 谷 口 清 美	代 表 監 査 委 員 上 甲 康 夫

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

ただいまから、令和3年第1回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和3年第1回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

2月13日、福島県、宮城県で震度6強の地震が発生し、東日本一帯において強い地震が観測されました。

この地震により、家屋の破損や多くのけが人も出ており、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

改めて、災害に強いまちづくり、町民が安心して暮らせる「町づくり」の大切さを実感したところでございます。

御承知のとおり、町では、西日本豪雨災害での教訓を踏まえ、さらに来る南海トラフ地震への対応をよりしっかりしたものにするために、庁舎別館横に危機管理棟を整備いたしております。4月から組織体制もこれまで以上に強化して、自治体が果たすべく役割を着実に進めてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症は、最初の感染から1年足らずで世界中に蔓延し、本年1月には、世界の感染者が1億人を超えました。各国で始まったワクチン接種により収束への期待をしているところではありますが、各国で変異株が確認されるなど、新たな懸念も生じております。

安心・安全な町民生活を守るため、引き続き、感染防止策の周知・徹底を図るとともに、必要な対策を講じなければなりません。

今後、予定されているワクチン接種につきましても、国、県と連携を密にし、速やかな実施に向け、鋭意、準備を進めてまいり所存でございます。

一方で、内閣府が発表した1月の月例経済報告によりますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが続くことが期待される」ただし、「感染拡大が地域経済に与える影響に十分注意する必要がある。」としております。

本町といたしましては、日々の経済動向や国の経済対策等を注視しながら、関係機関と連携を図り、町の発展のために必要な施策を迅速かつ的確に実施してまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたしております議案等は、条例の一部改正7件、工事変更請負契約の締結1件、指定管理者の指定22件、令和2年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算7件、企業会計補正予算2件、令和3年度一般会計予算1件、特別会計予算8件、企業会計予算2件及び諮問案件1件を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和3年第1回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、4番、山本博士議員、5番、赤松俊二議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、保育所、公民館、連絡所、三島簡易郵便局、町民生活課、出納室、議会事務局の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和2年11月分、12月分、令和3年1月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、愛媛県町村議会議長会第72回定期総会が書面により開催され、令和3年度事業計画及び予算が原案のとおり承認、可決されました。その詳細は、議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻、お目通しください。

続いて、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に、12月定例会以降の行動状況を提示いたしております。

ご覧のとおり、コロナ禍の影響で松山以北及び県外への出張は、1件もございませんでした。

12月16日及び1月に入りまして、6日、18日、21日、29日は、ローカル5Gに関する検討協議を実施いたしました。国・県が推し進めておりますDX、地方自治体でのデジタルトランスフォーメーションの推進の柱の一つとなっておりますローカル5Gについて、鬼北町の行政課題といかに結びつけていけるのか、いかに活用できるのか、県内専門家を交えて現在議論を重ねております。

詳細につきましては省略いたしますが、なるべく早期にしっかりとした活用目的をお示しできるよう努力してまいります。

12月18日、鬼の造形大賞審査会を開催いたしました。今年で6回目になります

が、北は北海道から、南は沖縄まで、70点を超える応募があり、作品もユニーク、かつ独創的なものが多く、ありがたいと思いますと同時に、鬼のまちづくりとして鬼北町をアピール、情報発信という見地から、効果が継続、上昇していると考えております。

さて、令和2年度もあと1か月ほどになりました。本年度におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の実施における幾度とない協議依頼に対しまして積極的に御協力いただきました議員各位に対しまして、再度御礼申し上げ、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡邊眞次君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、程内覺議員、中山定則議員、以上の3名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

議席番号3番、末廣啓でございます。

一般質問通告書のとおり、3件、一問一答方式で質問いたします。よろしく申し上げます。

質問1、新型コロナウイルスワクチン接種対応についてですが、新型コロナウイルスが世界的に蔓延し、いまだに収束の気配が見えない中、ワクチンの接種が始まるようですが、鬼北町の対応について、下記のことを問う。

（1）現在の準備状況はどうか。

（2）国は医療従事者、高齢者を優先するようですが、鬼北町はどのような接種順位を考えているのか。

（3）接種場所はどこにするのか。また、密は避けられるのか。

（4）医師、看護師等の医療スタッフは確保できるのか。

(5) ワクチンはどれくらい確保できるのか。

以上のことをお伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の新型コロナウイルスワクチン接種の対応についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在の準備状況はどうかという御質問であります。現在、国が示しているスケジュールに沿って準備を進めているところですが、最初にワクチンの接種対象となる鬼北町で従事している医療従事者等へのワクチン接種は、南愛媛病院及び北宇和病院の医師、看護師等については、それぞれの各病院で実施し、その他の医療機関従事者等については、北宇和病院において集団接種の方法で実施できるよう準備を進めております。接種の時期につきましては、現時点でワクチンの到着の時期が確定しておりませんが、スケジュールが確定いたしましたら、速やかに完了するよう関係機関との連絡・調整に努めてまいりたいと考えております。

また、医療機関従事者等以外の一般住民の方へのワクチン接種については、土曜日と日曜日に実施する集団接種と、平日にかかりつけ医等で接種する個別接種を併用する方式で実施したいと考えております。本日の新聞報道でもあったとおりでございます。

なお、集団接種につきましては、近永地区は、北宇和病院、日吉地区は、日吉保健センター、その他の地区は、各小学校の体育館を利用して実施できるように、医療機関等と連絡・調整を行いながら、接種体制の整備を進めているところであります。

予防接種の実施に当たりましては、ワクチンの数量、保管等に厳しい制限があることから、事前予約制で実施する方針でありますので、ワクチンの到着の時期が確定いたしましたら、最初に、高齢者、次に高齢者以外の方の順に、個別に接種の勧奨案内を出せるよう準備を進めております。なお、予約に当たりましては、勧奨案内と一緒に発送する予定の申込書を、役場、日吉支所、または各公民館に提出いただく方法と、予約専用電話を開設して、電話で直接申し込む2つの方法を予定しているところであります。

次に、2点目の国は医療従事者、高齢者を優先するようだが、鬼北町はどのような接種順位を考えているのかとの御質問についてであります。国の示す順位でワクチンが割り当てられることとなっていることから、町で独自の順位を設定することがで

きないため、医療従事者、高齢者、高齢者以外の一般住民の順位で実施を予定しているところでもあります。

次に、3点目の接種場所はどこにするのか。また、密は避けられるのかとの御質問についてであります。1点目の御質問でお答えいたしましたように、現在、医療機関と調整中ではありますが、個別接種につきましては、町内の医療機関で、密にならないよう人数制限の上、時間制限で実施を予定いたしております。また、集団接種につきましては、密を避けるため、体育館等広さが十分に確保できる施設を利用して、人数制限の上、実施する予定であります。

次に、4点目の医師、看護師等の医療スタッフは確保できるのかとの御質問についてであります。町内の医療機関の先生方に御参加いただき、協力をお願いしたところ、それぞれ御協力いただける旨の返事をいただいております。医師の確保はできるものと判断しているところでもあります。また、看護師につきましては、各医療機関の先生方と同様に、協力をお願いし、協力していただくこととなっております。万が一、不足が生じた場合に備えて、町内の看護師・保健師のOBの方にも協力を依頼し、承諾をいただいております。

次に、5点目のワクチンはどれくらい確保できるのかとの御質問についてであります。ワクチンの配布数量、接種時期につきましては、連日のように、国からの情報が報道されていますが、国の当初の計画では、ワクチンの割当ては、ワクチン接種円滑化システムによって一括管理され、接種を希望した方を登録することにより、数量が割り当てられる仕組みになっております。

現在、国におきましては、3つの製薬会社のワクチンによる接種を予定しております。先日、薬事承認されたファイザー社のワクチンは、医療関係従事者と高齢者の方に接種することとなっております。現在のところ、ワクチンの配布時期、配布数量等は確定しておりませんが、国の見解では、最終的には、ワクチンに不足は生じないとされているところでもあります。

しかしながら、ワクチンの確保、配布方法等については、製造の遅れ、EUの輸出規制等によって、国の方針も日々変化しておりますので、私ども末端の自治体におきましては、錯綜する情報に困惑しながらも、現段階でできる準備を進めていくしかないものと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

細かい御答弁ありがとうございます。

集団接種される場合に、小学校の体育館を利用されると。土日に利用されるということでしたが、高齢者の場合に車を運転されない方とか、体の弱い方等ございますが、そういう方の交通手段はどのようなふうに確保されているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

私のほかからお答えをいたします。

ワクチンそのものの準備については、保健介護課のほうで準備をしてくれておりますけども、今回のワクチン接種については、ほかのイベントと同じように、相当の人数が必要だというふうな状況の下、各課総出でやってほしいということをまず伝えまして、鬼北町で言います敬老行事のときには、足の不自由な方、動きにくい方という者をバスでリターン輸送、また往復輸送しておりますけども、そういう形、敬老行事と同じような近い形を取りたいなど。もちろん車を使われる方については、お願いをするわけでありまして、議員さんが御指摘のように、どうしても難しいという方については、輸送の配慮をしなければならないということを担当課スタッフ以外の町全体として問題を共有いたしているところであります。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

そしたら、近永地区は北宇和病院、日吉地区は保健センターという答弁でしたが、各地区においては、小学校の体育館を利用するということで、日にちは各地区別々になるということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきましては、保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問に対してお答えします。

日程については、医師の確保状況、それからスタッフの状況等を勘案しまして、土日1日ずつ各地区を回るように予定をしております。ただ、近永地区においては、人口が多いですので、二日程度を今のところ見込んでおります。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

それでは、もし各地区で受けられなかった場合には、ほかの地区でも受けられると

いうことで、よろしいですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問についてお答えします。

出身の住所地の地区で必ず受けなければならないとはしておりませんので、ほかの集団接種の日程に合わせて行かれるのも構いませんし、先ほど説明しましたように、個別接種もありますので、そちらも利用していただいたらということで考えております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

ワクチン接種後に15分から20分経過観察をされるようですが、その場合に、副反応といいますか、副作用が出たときに、土日に迅速にそのときの対応や搬送、医療機関等との連携はできておるのか、シミュレーションできておるのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問についてですが、一応会場においては、医療機関以外の場所においては、国が指定する救急用の医薬関係機器を備えるようにしております。それから、関係機関についての調整ですが、まだ直接お話しをしておりませんが、スケジュールが決まりましたら、消防機関等にこういった形で実施をするという旨は伝えて、速やかな協力をいただくようお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

了解。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、（1）については、了承ですね。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問1、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問1、（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

今朝の朝刊でも確認しましたが、個別接種については、町内の8つの医療機関で接種対応のようですが、それはどこの医療機関なのか、構わなかったら教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

それでは、今の質問に対してお答えします。

医療機関名は、旭川荘南愛媛病院、それから町立北宇和病院、篠原医院、大野内科医院、富山医院、いしむら整形外科、岡宮眼科、それから診療所となっております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

診療所は、全ての診療所ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長のほうから答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

診療所は、一応全診療所対象にしておりますが、細かいスケジュール等がまだ診療所と詰めれてませんので、また、そこら辺、3つで分けてやるのか、それとも1か所でやるのか、診療所と相談をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

以前の新聞で、老人ホーム等に入居されている方は、その施設で接種することができると報道されていますが、そこは老人ホームでも接種可能ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

ただいまの質問に対してお答えします。

高齢者の接種開始と同時に、一応予定では、高齢者施設関係の接種をするように予定をしております。そして、そちらに従事している職員もあわせてしたいというふうに考えております。

予防接種に当たっていただく医療機関は、現在のところ、医療機関との打合せの中では、それぞれ嘱託医がおりますので、嘱託医の先生が実施をしていただくよう、医療機関と今話を詰めているところです。

先生のほうが、施設のほうへ出向いて実施するように考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、それでは（３）については了承ですか。

○３番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、（４）について再質問はありますか。

○３番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、（５）についての再質問はありますか。

○３番（末廣 啓君）

最後に全体を通しての質問になりますが、担当課及び今朝の新聞のワクチン接種対策室においては、準備等で大変苦勞されておると思いますが、逆に町民の皆さんもどんな状況であるのか、どんな方法で実施されるのか、大変大きな関心を持たれておると思いますけども、決定したことや確定したことに関しては、なるべく早く細かく、町民の皆さんに情報を流すようにしていただきたいと思っております。そこら辺の考え方はどうなのか、最後にお聞きしたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

今の御質問なんですけども、もう１か月前ぐらいから、そういうふうなワクチン接種の情報については、決定次第速やかにというところで、回覧等をなるべく早く使ってくれという指示は出しております。ただ、御承知のとおり、ワクチンが到着する時期一つにとってもですね、もう１か月前、１週間前、全く違っておるといいますか、錯綜しておりますので、なかなか日程等について御報告できない状況が続いております。

現段階で回覧で回しておりますのは、こういうふうな状況でやっていくとか、場所の選定とか、順番という基本的なものは、もう一回回覧は回したわけですけども、これから先、今ほど言われました部分について、なるべく早く情報を提供するという姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

質問2、ふるさと納税について。

昨年11月に、愛南町とふるさと納税返礼品について提携したとの報道を新聞やテレビで目にしました。

下記のことについて問います。

(1) ふるさと納税寄附金は、過去3年間で幾らであったのか。

(2) 愛南町と返礼品の提携をしてから効果はあったのか。

(3) お互いの愛南町と鬼北町で何件の利用があったのか。

(4) 今年の寄附金はどのようなことに活用したのか。

以上4点、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目のふるさと納税についての御質問にお答えをいたします。

ふるさと納税とは、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されたものでありまして、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができます。

まず、1点目のふるさと納税寄附金は、過去3年間で幾らあったかとの御質問ですが、今年度3月末までの3か年間の寄附金の合計は、約1億6,000万円を見込んでおります。

その内訳といたしましては、平成30年度が、西日本豪雨義援寄附金1,600万円を含めまして6,610万円、令和元年度が3,130万円、今年度は全国47都道府県にお住まいの方から御寄附を頂いており、寄附額は、令和3年2月末現在で6,030万円で、3月末には6,300万円を見込んでおりまして、過去最高の寄附金額になるのではないかと考えております。

次に、2点目の愛南町と返礼品の提携をしてから効果はあったか。3点目の互いの町で何件の利用があったかとの御質問であります。関連がありますので、合わせて答弁させていただきます。

令和2年11月9日に、合意書に調印し、鬼北町からは、鬼北きじ鍋セット、鬼の薪等を、愛南町からはクロマグロ、紅まどんな、愛媛県産養殖媛スマ等を、それぞれの町のふるさと納税サイトに返礼品として掲載しております。

御質問の鬼北町の返礼品に対する寄附額は、19件で38万円、一方、愛南町の返礼品に対しての寄附額は、紅まどんなが1,075万円、媛スマが69万円、丸ごと一尾100万円のクロマグロへの寄附など1,088件で、計1,290万円となっており、鬼北町全体の寄附額の約22.4%を占め、鬼北町への寄附額の効果としては十分あったものと考えております。

ただ、鬼北町の返礼品効果が愛南町にあまり表れていないところではありますが、コラボレーションの趣旨として、互いの町の返礼品の底上げを目的としているところでもあり、愛南町の商品の販売においては効果があったものと考えております。来年度においても、新たな返礼品を追加して、コラボする計画・協議を進めており、さらなる効果が表れるものと期待しているところでもあります。

次に、4点目の寄附金の活用は、今年はどうのようなことに使ったのかとの御質問であります。寄附金の使い道につきましては、寄附をいただいた方の意向に沿った支出のほか、町長に任せる趣旨での支出など、鬼北町のまちづくり事業に活用させていただいているところでもあります。

令和2年度におきましては、福祉のまちづくり事業として、シルバー人材センター関連など老人福祉関連事業に。また住環境整備事業として体験農園、住宅安全関連事業などに。さらに、教育・文化・スポーツ等振興事業として学生合宿誘致推進、スポーツ選手強化育成、公民館活動関連事業などに。鬼のまちづくり事業として鬼列車へのラッピングなど。寄附金の使い道に即した事業に活用させていただいておりまして、今後におきましても、寄附をいただいた方の意向に沿った事業に活用してまいりたいと考えております。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

質問2、（1）について再質問をお願いします。

○3番（末廣 啓君）

令和2年度、6,300万円ぐらいの寄附金が望まれるということなんですが、大変ありがたいことだと思っております。47都道府県から寄附を頂いておるといことなんですが、やはり愛媛県の方が多いいんでしょうか。どこからの寄附が多いいんでしょうか、よろしければ教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの御質問でございますけれども、全国47都道府県でございます、主に関東・関西圏が多いように感じております。具体的に申しますと、東京都が約1,400万円、それから東京関連で約2,000万円近くとなりまして、全体の36%等を占めております。あと関西圏におきましては、大阪、兵庫、京都等が多くございまして、約1,000万円、全体の16%です。それから、100万円以上につきましては、12県あります。ちなみに先ほど質問にありました愛媛県につきましては、354万7,000円ということで、全体の寄附金額の5番目に位置しております。

以上でございます。

○議長（渡邊眞次君）

質問1、（1）については、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

まず、鬼の薪というのは何でしょうか。それと、愛南町と鬼北町では、件数にしても、金額にしても、かなりのこれ差があるんですけども、1,000万円ぐらいの差でしょうか、あるんですけども、この町同士のバランス的なもの、何か愛南町のほうから不平とか、そがいな何かは出ないんでしょうか、そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず、鬼の薪ですけれども、これは興野々に会社があるわけですから、鬼北町で伐採されますカシとか、クヌギとか、そういったものを伐採したものを出しております。

それと、2点目の愛南町とのコラボの中で非常に格差があるというふうなことでございますけれども、これは先ほど町長のほうが答弁されましたように、それぞれの町の特産品の底上げというふうなことにつきましても、非常に効果があったというふうなことを考えておりますが、ちょうど先月、1月末をもって、愛南町の課長のほうと会議をさせていただきました。こういった状況ですので、これはズームによる会議でやったんですけれども、愛南町の担当課長のほうからの御意見としては、それぞれの町の商品の、それぞれというか、愛南町の商品のPRには全国的になったと。それで、そういった商品も出荷させていただいたので、非常に効果があったものと考えておりますというふうな御意見をいただいておりますが、しかし、先ほど答弁にもありましたように、紅まどんな、これが約970万円程度出荷されております。そういった生産者の農家の方からは、非常に出荷できて、返品品の注文があつてうれしく思うが、愛南町への寄附じゃなく、鬼北町の寄附になるのはいかがなものかというふうな意見がやっぱり愛南町にもあったというふうなことを聞いております。

したがって、そういった話合いを課長とする中で、紅まどんなについては、来年ちょっとどうするかというふうな協議をさせていただいて、ほかのかんきつで対応したいというふうな御意見もいただいております。

あわせて、鬼北町にはキジとか、ユズ、栗、それから地鶏、そういった山の産物があります。愛南には、ブリ、カツオ、カキ、それで今、媛スマがございますけれども、そういった海の産物がございます。そういったものをお互いに加工し合つて、今現在、年末にはお節料理がすごく出とるわけなんですけれども、そういったものの新しい商品開発をしようというふうなことで意見交換をさせていただいて、本年末には、そういった商品を新しいコラボ商品として出していこうというふうなことで、お互いで共有をさせていただいておるといふことでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

愛南町さんとの話合いというのは、今の企画振興課長の答弁のとおりであります。

考え方なんですけれども、私は金額の差があつたとしても、これは、これまで鬼北町

に対して納税をされておる全国の鬼北町ファンの方々に対して、鬼北が頑張っているという姿を愛南町の製品として支援をする、その分について愛南町のPRにもなったと。その部分、少し御批判はあるにしても、紅まどんとかいうふうなものを鬼北町ファンの方々にもお届けできておるわけですから、その分の金額というのは、当然農家、また漁家のほうに行き渡るといふことで御理解いただきたいと思っております。

ただ、議員さん御指摘の金額の差については、私も少し考えるところがありますので、今ほど課長が申しあげましたように、底上げといえますか、また、魅力ある商品の部分の開発というものについては、手を入れていかなければならないというふうにご考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、この2番については、（2）（3）を一緒の再質問でよろしいですね。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

失礼しました。

再質問ありますか。

○3番（末廣 啓君）

鬼北町の返戻品の中で多いのは何ですか、お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

当然のことながら、鬼北町が今、特産品といたしておりますキジ肉でございます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい、了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（2）（3）については、終了します。

質問2、（4）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問2については、終了します。

続いて、末廣議員、質問3についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

質問3、有害鳥獣の捕獲状況について。

有害鳥獣対策については、大型捕獲おり、電気柵、ワイヤー・メッシュおり等の補助事業を行っており、駆除についても猟友会を通じて対応している状況でございます。

そこで、下記のことについて問います。

（1）過去5年間の捕獲状況はどうか、種類別に捕獲頭数をお聞きしたいと思えます。

（2）農作物の被害状況はどうか。

（3）以前に、ジビエのペットフード加工施設の整備を考慮しておられましたが、ジビエ活用計画はあるのか。

（4）現在の補助事業で十分だと思われるか。

（5）猟友会の会員は現在何人なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第3番目の有害鳥獣の捕獲状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の過去5年間の種類別の捕獲頭数はどうかとの御質問であります、イノシシ、鹿、猿、その他カラスなどという区別で申し上げます。

平成27年度、イノシシ631頭、鹿591頭、猿18頭、その他カラスなど467。平成28年度が、イノシシ575頭、鹿613頭、猿26頭、その他カラスなど421。平成29年度は、イノシシ562頭、鹿688頭、猿37頭、その他カラスなど349。平成30年度が、イノシシ467頭、鹿806頭、猿33頭、その他カラスなど732。令和元年度が、イノシシ684頭、鹿902頭、猿32頭、その他カラスなど756となっております。

次に、2点目の農作物の被害状況はどうかとの御質問ですが、イノシシ、鹿については、集落全体で防護柵を設置した地区は、被害が減少いたしております。しかし、対策の取れていない地区では、稲、野菜の被害が増加しており、また、猿については、野菜やシイタケ、果樹を中心に被害が見られる状況となっております。

次に、3点目のジビエのペットフード加工施設の整備を考慮していたが、ジビエ活用

計画はあるのかとの御質問ですが、現在、捕獲した有害鳥獣の多くは埋設処分されており、捕獲していただいております猟友会の方々にとっては、埋設する労力など大きな負担となっております。その負担軽減と捕獲した有害鳥獣の有効活用を図るために、ジビエのペットフード加工施設の整備及びその関連施設の減容化施設の整備を計画しているところであります。施設につきましては、令和3年度に減容化施設を整備し、令和4年度にジビエのペットフード加工施設を整備する予定といたしておりますので、令和5年度からは、イノシシ、鹿のジビエ活用を行ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の現在の補助事業で十分だと思うかとの御質問ですが、現在、鬼北町におきましては、国庫補助事業であります、鳥獣被害防止総合対策事業、県補助事業で鳥獣害防止施設整備事業、町単独事業の有害鳥獣侵入防止柵設置事業等を実施いたしております。

国、県の補助事業につきましては、柵の設置要望のある地区等から、順次補助しておりますが、国、県の予算の状況から、数年後の設置となる場合がございます。しかし、町単独事業で対応できるものについては、予算が不足することのないように、補正予算を計上しながら、対応しているところであります。

今後におきましても、町の判断で行うことのできる鳥獣害対策につきましては、農家等の要望に対応できるよう、補助事業を充実させてまいりたいと考えております。

最後に、5点目の猟友会の会員は現在何名かとの御質問ですが、広見猟友会が84名、日吉猟友会が26名で、合計110名であります。

以上で、末廣啓議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、質問3、（1）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

イノシシについては、若干増えて横ばい状態の若干増えている状態かと思えます。ただ、鹿については、かなり捕獲頭数が増えているんじゃないかなと思っておりますが、これは猿も横ばい状態でしょうか。イノシシ、鹿については、猿も含めて括りわなというんですか、括りわなか、猟銃なのか、それともおりでの捕獲なのか、そこら辺、細かい部分がお分かりやったら教えてほしいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

イノシシ、鹿につきましては、ほぼ8割近く括りわなとか、わなというふうに関

ております。猟銃のほうで獲っている数は、あまり多くないというふうに聞いております。細かい数字につきましては、把握をちょっとしておりませんので、そういう状況です。

猿についても、括りわなにかかるものもおりますし、大型捕獲おり等も設置してありますので、そこで細かい数字はちょっと把握してないんですけど、そういった状況になっております。

○3番（末廣 啓君）

イノシシとか、鹿は、現在増える状況にあるんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

先ほど申しました数でも増える傾向にありますし、今日の愛媛新聞のほうにも出ていたと思うんですけど、鹿とか、そういったものについては、温暖化ですとか、あと過疎化によりまして、鳥獣が下まで、人家まで下りてきたりとか、あと猟友会の方が少なくなってきて、獲るのが少なくなったとか、そういったような原因がありまして、増えてきているというふうな感じで思っております。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問3、（2）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

（2）については、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問3、（3）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

先ほど町長の答弁で、減容化施設と言われましたが、どういう施設なのか教えてい

ただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

減容化施設と申しますと、体積を減らすということで、今考えておりますのが、微生物で分解しまして体積を95%ぐらい減らすというような施設でございます。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

その減容化施設とペットフードの加工施設、どこに建設されるのか、予定地をよろしかったら教えていただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

現在のところ、予定しておりますのが、三島地区の延川きじ工場の裏に用地がありますので、そこに建設したいというふうに考えております。

○議長（渡邊眞次君）

（3）については、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

質問3、（4）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問3、（5）についての再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

先ほど課長のほうから、猟友会の会員も減っておるといようなことでしたが、これは増やすような対策は考えられておりますか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁をさせます。

○農林課長（松本秀治君）

先ほど減っておると言ったんですが、あれは全国的な傾向として減っておるんです

が、鬼北町としましては、過去3年間は減っておりません。ただ、高齢化とかしておりまして、だんだん減るということは見込まれますので、猟友会の方々が免許を取ったりですとか、毎年かかる経費とか、そういったものについても、できるだけ補助をしたりとか、また若い方々に取ってもらうようなそういった啓発活動もしなければならぬのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

これで末廣啓議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開を10時15分とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、程内覺議員の一般質問を答弁一括方式で行います。

程内議員、質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

議席番号9番、程内覺です。

通告しています3件について、一問一答方式ではなく、答弁一括方式で質問します。よろしく願いをいたします。

まず、はじめの1問といたしまして、住宅用火災警報器について質問をします。

約11年前に自治体の費用で設置されました住宅用火災警報器も電池の寿命であります10年が経過し、取替えの必要な時期が過ぎています。

町民の大切な命と財産を火災から守るためにも、再び町費にて各家庭に設置できないか問います。

質問第2としまして、保育所の再編及び子育て支援について問います。

町議会、全員協議会等でも以前説明のありました、町内保育所再編計画について、

各保育所保護者への説明会ではそれぞれ理解が得られていますか、お尋ねをします。

また、再編されるのであれば、どのような経過になるのか、お伺いをします。

2番目に、鬼北町の里帰り出産で、例えば第1子、第2子を連れて里帰りをした場合、町内に現在あります保育所では、その子どもたちの一時預かり保育ができません。条件なしで地元の保育所に受け入れることができる制度づくりが必要と考え、伺います。

3、コロナ禍で収入が減少した若い子育て世代のために、鬼北町独自にでも子育て支援策が必要ではないかと考えますが、このことについても伺います。

質問3としまして、バイオマス発電について伺います。

コロナ禍で、経済界をはじめ多くの企業が御苦勞をされていることと思います。そういう環境の中で、当町で計画されていますバイオマス発電事業、大きな期待を持つ人、また少し環境面等で不安を持つ人等様々のようですが、計画について伺います。

1、予定されている稼働に向け、バイオマス発電計画は順調に進んでいるのか伺います。

2、計画されていますバイオマス発電に必要とされる木材の調達状況はどのようなになっているのかを伺います。

以上。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覺議員の第1番目の住宅用火災警報器についての御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、住宅用火災警報器につきましては、平成16年の消防法の改正により、住宅及びアパート等への設置が義務づけられており、新築については、平成18年6月1日以降に建築するもの、また、既存の住宅等については、平成23年5月31日までに設置することが義務づけられたところであります。

鬼北町におきましては、既存の住宅等について、平成23年5月31日の期限内の設置を推進するために、平成21年度限りの補助金を制定し、1世帯1台5,000円を上限として、2,606世帯に、1,297万3,000円を補助いたしました。

設置から10年以上が経過し、電池切れや部品の寿命により、取替えの時期が来ているものもあると思われませんが、法的な義務づけをしっかりとサポートするため、期間限定として導入した支援時期を経過したこと、元来、個人に設置義務があることや、

現在の新築住宅等については、平成18年6月1日以降に建てられた住宅は、個人負担で設置されていること等に鑑み、火災警報器の更新については、個人での御負担をお願いしたいと考えております。

次に、第2番目の保育所の再編及び子育て支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の保護者への説明会では理解が得られているか。再編するのであれば、どのような経過になるのかとの御質問ですが、保育所の再編に関する考え方等につきましては、令和2年度に各地区で開催いたしました区長会において、説明いたしてますとともに、令和2年10月に、町内7つの全保育所で、保護者の皆さんに集まっていただき、再編の必要性や新たなサービスの提供等について、説明させていただいたところであります。

保護者説明会におきましては、統廃合の必要性やその時期等について説明し、保護者の皆様から様々な御意見をいただきました。少子化や施設の老朽化、土砂災害警戒区域内という危険区域への立地等の説明をさせていただき、参加された保護者の皆様からは、御理解を得られたものと認識いたしております。

あわせて各地区の住民の皆様にも、保育所再編について説明会を開催したいと考えておりましたが、昨今の全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、年度内の開催が困難な状況となり、今後、収束に向けた動向を注視しながら、開催時期について検討いたしているところであります。

また、再編につきましては、近永、好藤、清水、小倉保育所を廃止し、新設の保育所に統合、みどり保育所は廃止し、小松保育所に統合することとしており、統廃合後は、新設の保育所、小松、さくら保育所の3保育所体制とすることといたしております。

そのスケジュールに関しましては、令和3年度中に、新設の保育所の設計関係の予算を御承認いただきましたら、速やかに設計に着手し、令和4年度中に工事を完了させ、令和5年4月に、再編された新設の保育所を開所したいと考えております。また、廃止となる、近永、好藤、小倉、みどりの4保育所につきましては、令和5年3月まで、現在の保育所運営を継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目の一時預かりについての御質問ですが、一時預かりにつきましては、現在、本町において実施していない保育サービスでもあり、保育所再編後に、新たに取り組む保育サービスの一つとして考えているところであります。

保育所、幼稚園等に入所していない家庭の児童を一時的にお預かりする一時預かり

は、アンケートの調査結果からもそのニーズを認識しているところであります。しかしながら、核家族化や女性の社会進出、夫婦共働き家庭の一般化による就業の変化等により、低年齢児の保育ニーズが高まってきており、現在の保育所数と保育士の数では、人員配置の点からも運営が困難であると考えております。保育の低年齢化や、長時間化に伴う保育士の負担も増えている中、保育所の再編によって合理化を図り、今、求められている一時預かりなどのサービス提供の実現化に向けて施設整備を図るとともに、保育士の確保にも継続して努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、3点目のコロナ禍で収入が減少した若い子育て世帯のために、町独自の子育て支援は必要ではないかとの御質問であります。コロナ禍における国の施策として、中学校までの対象である児童手当を受給する世帯に対し、子育て世帯臨時特別給付金を、児童一人につき1万円を支給するとともに、鬼北町独自の支援策として、鬼北っ子臨時応援給付金といたしまして、高校生まで対象範囲を広げ、児童一人につき2万円を支給したところであります。また、児童扶養手当を受給している一人親世帯等に対しましては、ひとり親世帯臨時特別給付金として、1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円を、8月と12月に2回支給するとともに、コロナ禍の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している一人親世帯に対しましては、1世帯5万円を追加支給いたしております。

さらに、鬼北町独自の支援策として、大学生等生活応援給付金といたしまして、大学生等を扶養する保護者に対し、大学生一人につき、短大生も含みます、10万円を支給しているところであります。

子育て世代につきましては、国の支援策、町独自の支援策を合わせまして、他の世代と比較いたしましても、手厚い支援を行っていると考えておりますが、今後におきましても、新型コロナウイルスによる地域経済、世帯等への影響や、国・県・他市町の動向を見ながら、支援策について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、第3番目のバイオマス発電についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の予定した稼働に向け、計画は順調に進んでいるのかとの御質問ですが、木質バイオマス発電の計画につきましては、東京都に本社を置く株式会社翔栄クリエイトから、鬼北町に2メガワットの木質バイオマス発電所を建設したいとの要請があり、それを受けて、平成30年度から、企業誘致及び森林整備推進の観点から、事業化に向けて協議、検討を進めているところであります。

現在、翔栄クリエイトの計画によりますと、令和4年度稼働開始に向けてロードマップを作成し、原材料の供給、用地取得、各種手続等について業務を進めております。そのロードマップでは、令和2年10月に、経済産業省からF I T認定、固定価格買取制度と申しますが、このF I T認定を受ける予定としておりましたが、コロナ等の影響もあり、まだ、認定を受けていない状況にあると伺っております。

F I T認定の進捗状況につきましては、経済産業省から林野庁への協議を行っており、林野庁のヒアリングも最終段階に来ているとの報告を受けているところであります。計画といたしましては、全体的に遅れぎみであるとの説明を受けておりますが、各種業務に係る手続等は、おおむね順調に進んでいるのではないかと考えております。

次に、2点目の発電に必要とされる木材の調達状況はどのようになっているのかとの御質問であります。1点目の御質問で答弁いたしました、F I T認定を受けるための申請に必要な書類として、バイオマス燃料の調達及び使用計画書を経済産業省に提出する必要があります。申請者であります、翔栄クリエイトのほうで木材調達の見込みを立て、F I T申請しているものと理解いたしております。町といたしましては、木質バイオマス発電所建設に向けて、町が行う各種事務手続の円滑な処理、その他建設に向けての側面的な支援と協力を行い、木質バイオマス発電事業実施に向けた環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、程内覚議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

訂正をさせていただきます。

保育所の廃止となる名前でありますけども、近永、好藤、小倉、みどりの4保育所と申しあげましたけども、近永、好藤、小倉、みどり、清水の5保育所でございます。失礼いたしました。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、再質問はありますか。

○9番（程内 覺君）

まずはじめに、住宅用火災警報器について再質問します。

今、答弁いただいて、事情は十分理解できますが、新しい若い方たちにおかれては、新しい住宅を建てたり、そのためには警報器も設置しなければならないといったようなことも理解はできますが、年々高齢化していく中で、火災が発生した場合、早く逃げなければならないし、それを検知してくれるのもやっぱり警報器があるかないとでは大分違いますし、電池を入れ替えるにしても天井についていますので、高齢者の方はなかなか取替えも困難を極めるのではないかと考えております。

前回は義務化とかがあって町費で設置できたということですが、高齢者の方の住宅を守るためにも幾らかの助成なり、補助をしていただいて、やはり安心・安全に生活ができるような環境を整えることも大切ではないかと思い、その点について再質問をさせていただきます。

また、3月1日から3月7日は全国火災予防週間もやっております。もし、そういったことができないのであれば、もう少し啓発運動もやっぱり必要ではないかと考えます。

それから、次に、各保育所での再編計画の件は、おおむね理解ができますが、地域での説明会もやるというようなことであったということですが、現在のコロナ禍で説明会が開けてないといったようなことですが、やはり大切なことなので、地域住民にもやはり交えた議論を説明をしていただきたいと考えておりますので、そういった点、再度お聞きをしたいと思います。

それから、里帰りで一時保育が当町では今のところできない。やはり鬼北町で育った子どもが鬼北町に帰って出産をする。その折には、やはり第1子、第2子あるいは第3子を連れて帰った場合に、預かってもらえないとなかなか里帰りした親の負担も大きいので、できるだけ早くやはりこういった制度は拡充していただいて、鬼北町に帰っても安心して子育て、また出産ができるよといったような環境を一日も早く整備をしてほしいので、その点について、5年度からですか、考えておられるということですが、他の市、町では実施をされているところもあります。現状では、鬼北町としては、先ほど保育士の問題等でできないと言われたのですが、もう少し詰めた議論で早く実施できないものか再度お伺いをします。

それから、コロナ禍の中で、若い世代の中には、収入減のため職場替えを余儀なくされたり、難儀され、懸命に子育てに当たっておられる家族の姿を見かけます。町のホームページを見てみますと、当町においても、いろいろな支援策はあるようですが、現状維持の支援ということで、新しい支援はないということではないんですかね。現状維持ということであれば、子育て世代の方々におかれましては、現状の支援を100%受けていただきたいし、また、子育て世代に限らず、逆に一般住民の方々にも平等に支援のできる施策を期待をしております。この件については、答弁は要りません。

それから、第3のバイオマス発電についての再質問で、発電予定地の、先ほどちょっと説明があったようですが、取得はほとんど済んでいるのか、また、木材の供給が足らず、ほかの資源を利用しているところもあるようですが、木材のみの木質バイオマス発電という理解でよろしいでしょうか。間伐をし、山を後世に残していきたいと

の町長の思いも聞いております。過疎化で危険な空き家が増えていますが、こういった建築廃材も利用することはできないのか伺います。また、木材チップ工場の場所等は決まっていますか。それと、騒音とか、燃焼灰等のリスク面もあると思いますが、その辺の検討はされているのか、再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

住宅用火災警報器の再質問につきましては、総務財政課長が、それから保育所再編に伴います2件の再質問につきましては、町民生活課長が、それからバイオマス発電につきましては、農林課長のほうで答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、住宅用の火災警報器について、平成21年度に実施いたしました火災警報器の補助につきましては、防災施策という観点から実施したものであります。

程内議員からの質問もありましたように、高齢者施策と福祉施策としての在り方について検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○町民生活課長（谷口浩司君）

まず、1点目の地域の説明会について、保育所の再編についての地域の説明会についての御質問であります。先ほど町長が申し上げましたように、今コロナ禍、コロナの状況が大変だということで、年度内にはちょっとできないという状況であります。ということで、また今年については、町長選、町議選があるということがございますので、その町長選、町議選が終わった後に、地域において保育所の再編について御説明をさしあげるように準備を進めてまいっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それと、第3点目になります一時保育についてでございます。この案件については、保育所の保護者説明会の折にも、何人の方からも、ぜひとも一時預かりについては、お願いをしたいという御要望はございます。できるだけそういう状況、御要望にお応えするように準備を進めておりますが、皆さんも御案内のとおり、保育士の不足については、当町も他の市町と同じような形で不足が生じております。今年度中、保育士さんが産休等々でお休みになるということで、臨時の保育士さん、会計年度任用職員の保育士さんを募集をしましたが、応募はゼロでございました。ということで、かなり大変な状況の中で保育士さんに仕事をしていただいておりますが、一時預かりをするには、どうしても保育士さんの配置が必要となります。そういうことも勘案して、一時預かりの保育ができるようなことを考えてまいりますが、現在のところ、先ほど

町長が答弁したように、令和5年の統廃合の折に実施をするように進めております。なお、御要望が多いということであるので、前倒しでやるような検討も加えるような考えもありますが、いかんせん、保育士さんの配置がなかなか難しいという状況がございますので、様々な状況を勘案して、できるだけ前向きに考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○農林課長（松本秀治君）

バイオマス発電の建設の予定地の取得、確保につきましては、翔栄クリエイトのほうで、おおむねできているというふうに聞いております。

あと2点目の材についてですが、材につきましては、間伐材由来のものを年間2万4,000トン、一般木材を6,000トンというふうな計画を聞いておりますので、次の3点目の建築廃材にも係るんですけど、これについても原料として使えるんじゃないかというふうに思っております。

続きまして、チップ工場の場所につきましては、翔栄クリエイトのほうから、そういった用地についていろいろ紹介みたいなことをしてくれというようなことはあるんですけど、正式にはまだ決まっておられません。翔栄クリエイトのほうでまだ当たっている段階じゃないかというふうに思っております。

あと環境とか、騒音とか、そういった問題ですが、住民の方々の説明会、そういったことも昨年度、今年度だったか、実施しておるんですけど、そういった中でいろいろ御質問もあったんですが、法的なこととか、そういったことについても支障がないというふうに翔栄クリエイトのほうも説明しておりますので、そういうことについては、地域の方々も理解していただいておりますのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、分かりました。了承です。

○議長（渡邊眞次君）

全体、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい、結構です。

○議長（渡邊眞次君）

これで程内覺議員の質問を終わります。

次に、2番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

○2番（中山定則君）

議席番号2番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問1、学校給食の食材について。

令和3年2月4日の愛媛新聞9面に、「東温学校給食止まらぬ進化」の見出しで、学校給食の食材に関する記事がありました。

2点、質問します。

1点目、鬼北町の2019年度県内産食材使用率、主な県内産食材と2019年度県内産食材の仕入額について質問します。また、鬼北町産食材使用率、主な鬼北町産食材と2019年度鬼北町産食材の仕入額についても質問します。

2点目、新聞記事によりますと、「地元産直市に登録する生産者のうち、学校給食に食材を納めたい有志が「給食部会」を結成。給食センターと部会が定期的に協議」とありますが、鬼北町では安定的な鬼北町産食材の確保のため、このような仕組みづくりを検討する考えはないか、質問します。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、中山定則議員の第1番目の学校給食の食材についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の2019年度の県内産及び鬼北町産食材の使用率、主な食材、仕入額についての御質問ですが、県内産食材の使用率は、愛媛新聞掲載の基となっている1年間のうち、地産地消を推進する3週間を抽出した平均値で申しますと52.8%で、主な食材は、牛乳、卵、豚肉、鶏肉、野菜、キノコ類で、仕入額は、1,324万5,000円であります。また、町産食材は、県内産食材の内数となりますが、使

利用率19.6%で、主な食材は、米、ユズ、キジ肉、野菜で、仕入額は360万4,000円であります。

次に、2点目の安定的な町産食材の確保のための仕組みづくりを検討する考えはないかとの御質問ですが、中山議員御案内のとおり、東温市の取組は大変すばらしく、その成果が認められて、文部科学省の学校給食表彰を受賞されたものであると思えますし、鬼北町でも見習っていくべき取組であると考えております。

現在、鬼北町の学校給食におきましても、愛媛県学校給食会、森の三角ぼうし、日吉夢産地等で、町内産の米や野菜などを購入しておりますし、購入しやいように、農林課では食材購入費の補助を、教育課では米の購入費の補助も行っております。ただし、種類、使用量、金額、時期によって給食で使えないことがあり、安価で安定的に食材を供給するための新たな仕組みづくりは、必要であると考えております。

先の定例会の中山議員の御質問で答弁させていただきましたように、低額で栄養のある給食を提供することで、給食費の御負担については、保護者の皆様も納得していただいているところもあります。町内産及び県内産にこだわるあまり、給食費の値上げにつながると、給食提供の意義も揺らぎ、保護者負担の増ともなりかねませんので、配慮が必要であるとも考えております。

今回の御質問で、中山議員さんが御教示いただいておりますことは、食育や農業振興のために、多くの地場産物を活用してはどうかとの御提案であろうと思えます。東温市は、大消費地の松山市に隣接し、近郊農業が盛んで、当町よりも生産額、生産者数共に大きく上回っており、学校給食へ提供できる食材が豊富であり、県内産食材の使用率が高いのではないかと推測しております。

したがいまして、東温市の取組をそのまま鬼北町に当てはめることができるかどうかは考えていく必要はあろうかと思えますが、今後は、東温市などの先進地の調査や、鬼北町内の道の駅であります森の三角ぼうし及び日吉夢産地の生産者部会、えひめ南農協鬼北支所等の生産者の方々の御意見を伺いながら、どんな組織が適切であるか、安定的な町内産食材の確保等の方策について、検討していきたいと考えております。そして、今以上に安全でおいしい給食を提供していけるよう努力したいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問への答弁といたします。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問1、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

まず、県内産食材の使用率52.8でしたか。鬼北町が19.6。愛媛県の目標が40%以上、国の目標は30%以上、40%以上でかなりクリアできているということです。それで、鬼北町19.6%、あと2番目に質問させていただきます鬼北町長期総合計画の124ページに、給食食材における町内産地産地消率、このリスト、ちょっと違うんでしょうか。令和元年度9.3、目標値10%となっております。これの今言いましたように、町内食材地産地消率と食材使用率というのは違うのかどうかと、パーセントがかなり違うので、その辺について再質問いたします。

○教育長（松浦秀樹君）

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

愛媛新聞等掲載し、また先ほど私がお答えしました52.8%というのは、答弁の中でも説明いたしましたように、食育月間、愛媛教育月間、全国給食週間という5日ずつの計15日間の食材使用率でございまして、年間の使用率とは違っております。したがって、長期計画に出しているのは、年間の使用率ではないかというふうに考えております。そこで数字が違っているのではないかと考えております。

○2番（中山定則君）

私が県に聞いたところ、県内産の使用率は6月、11月、1月の1週間ごと3週間で計算するということでした。今、町内産は50、町内産も同じ形ですね。了解しました。

○議長（渡邊眞次君）

（1）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

ないです。

○議長（渡邊眞次君）

ないですか。それでは、（1）については、了承ですね。

続いて、質問1、（2）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

今ほど言いました長期総合計画の中で令和元年度9.3%、そして目標値が10%、これはどのようにしてパーセントを上げていくと考えられているのかについて再質問いたします。

○教育長（松浦秀樹君）

教育課長のほうから答弁させます。

○教育課長（渡邊 甫君）

今ほどの御質問でありますけども、町内産の食材ですけども、種類とか使用量、金額、時期によっては給食でなかなか使えないということは、教育長のほうが答弁したと思うんですけども、なかなか生産者が少ないということで、パーセンテージを上げることがなかなかできませんので、今回は10%という数字を出させていただいております。

以上です。

○2番（中山定則君）

理解できるんですが、先ほど教育長が答弁されたように、東温市の取組について検討を考えていくということなので、そういうふうな形での取組をぜひ地産地消ということでお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問1、（2）については、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問2について、質問させていただきますが、まず申し訳ないんですが、質問要旨のほう、訂正をお願いいたします。

質問要旨（1）のところの1行目で、平成26年となっておりますが、27年度に。そして4行目のまたからのところ、施策方針の項目ごとになってますが、また、施策方針ごとの項目をのけていただき、そしてその同じ行で終わりのほうの項目の追加となっておりますが、施策方針の追加に訂正をお願いします。

それで、質問させていただきます。

令和3年度から令和7年度までの第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画（案）について、2点質問させていただきます。

平成28年度から令和7年度までの10年間の計画、第二次鬼北町長期総合計画は、鬼北町の将来像を「自然豊かな、心豊かな、暮らし豊かなまちきほく」とし、6つの基本目標と基本目標を実現するための施策方針を合計で30、定めています。

後期基本計画では、その30の推進施策のそれぞれの現状と課題は、ほとんどが前

期基本計画の策定時（平成27年度）と同じ記載になっています。

前期計画から5年経過し、その間、西日本豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などで社会情勢も大きく変化をしています。

後期基本計画の30の推進施策の現状と課題については、5年経過した後期基本計画の策定時である本年度の現状、そして課題については、前期基本計画策定時から課題計画に取り組んだ結果により、解決できた課題、解決できていない課題、コロナ禍等が出てきた新たな課題等を整理して、基本目標に近づけるため、後期基本計画の課題とする必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

また、施策方針ごとに前期基本計画の評価を記載するとともに、施策方針の追加、案の69ページ、1-3、商工業の振興。（6）ふるさと納税の活用。89ページ、3-2、子育て支援策の充実。（1）結婚、妊娠、出産に対する支援。105ページ、4-2、情報基盤の整備、活用。（3）ローカル5Gを活用した課題解決。115ページ、4-6、住宅、公園の整備。（2）公園広場の整備、利用促進の計4点。

削除は4-1、防災・減災対策で、地域消防力の強化。4-2、情報基盤の整備・活用で、小・中学校におけるICT活用。4-6、住宅公園整備で公園施設の整備と公園広場の利用促進の計4点。

変更は、112、113ページ、4-5、空き家対策。（3）空き家等の活用。（4）空き家等の改修支援の2件。

項目の説明文の追加・削除・変更、主な成果指標の追加・削除・変更についても、その理由を明記する必要があるのではないかと考えます。このことについても質問をいたします。

以上です。

○10番（松浦 司君）

ただいまの中山議員の質問中ではありますが、通告文書と全然内容が異なっているとしますので、議長のほうから注意をしていただきたいと思います。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時05分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中山議員、本質問は、議会運営委員会で質問内容は決定していますので、提出された内容で進めることにしますので、了承ください。

それと、(2)について質問をお願いします。

○2番(中山定則君)

2点目、すみません。忘れておりました。

主な成果指標で、鬼北町広見B&G海洋センターの温水化については、令和7年度末までに温水化と目標を設定されています。本計画で、このような多額の予算を伴う事業については、中期行財政計画に入れているのかについて質問をいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

それでは、事前通告にあった質問についてお答えをさせていただきます。

第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画(案)についての御質問ですが、平成28年3月に策定した、第二次鬼北町長期総合計画につきましては、令和2年度に前期計画の終了年度を迎えたため、計画策定時からのニーズの変化や社会構造の変化を踏まえながら、後期計画の策定作業を進めているところであります。

本町の第二次鬼北町長期総合計画、後期計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であり、令和3年度を初年度とする第2期人口ビジョン・総合戦略基本計画の計画期間と重複しております。また、第2期総合戦略に掲げた施策や事業は、本計画と相互に関連するものであるため、その内容を適切に反映させるとともに、両計画の関係性を整理し、計画を策定しているところであります。

総合計画は、今後のまちづくりの方針を示すものであるため、大きな枠組みでの人口減少や、少子高齢化などによる影響等の町の抱える課題につきまして、5年前より継続しているものと捉えて、前期計画同様に大きく変わらないものと考えております。そのため、明確に変化し、今後の町に影響を与えるものについては、追加・削除・変更を行っており、特に必要ないものにつきましては、前期の方針に基づき、情勢を捉え作成しているところであります。

第二次鬼北町長期総合計画、後期基本計画の策定につきましては、総合開発計画審議会をこれまで3回にわたって開催し、委員の皆さんの御意見をお伺いして、計画案が完成したため、令和3年2月8日から令和3年2月22日までの15日間、ホームページに掲載し、パブリックコメントを実施していたところであります。

1点目の御質問につきましては、パブリックコメントにおきまして、同様の御意見を頂戴しているところでありますが、他の様々な御意見と合わせ、今後、審議会に報告し、原案の修正等についてお諮りした上で、後期基本計画に反映させていく予定と

いたしているところであります。

次に、2点目のB&G海洋センター温水化計画を中期行財政計画に入れているかとの御質問であります。海洋センター温水化事業につきましては、数年前から整備計画の1つとして、中長期財政計画に入れており、昨年11月に実施されました、担当課によるヒアリングにおいても、教育課から提出された計画書に記載されているところであります。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、質問2、（1）についての再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

今、答弁いただいたんですが、現状と課題を見直す考えはないかなんですが、どうも今の答弁では、見直す考えはないということなんですが、この前期基本計画と30について、そのうち、20はほぼ同文なんですよ。その後、10についても、一、二行加えたり、コロナのことを記載されている文もありましたが、ほとんどは同じということ。だとすると、先ほど言いました、5年間どのような取組をしたか。それによって全然課題が1つも解決できなかったのかということになると思います。それも含めて、解決の方向性とか、そういうものも含めて、やはり文章的には、同文というのは、後期計画、今から、今からといいますが、もう来月からですね。先ほど答弁が気になったんですが、進めているところということなんですけど、もうすぐ来月、4月になります。ということで、現段階で進めているというのは、ちょっとどうかと思います。

それと、またからの評価、細かい評価についても明記する必要があるかないか、これについては、答弁をいただけないような気がするんですが、それについても再度、再質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁させます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど町長の答弁にもございましたように、基本的に総合計画は町の方針を示すものでございまして、5年前、5年間たちました。そういったところで先ほど答弁にありましたように、人口減少であったり、基本的な少子高齢化等の問題につきましても、大幅に変わるものではないというふうには捉えております。そういったところで、そういった文面につきましては、当然変える必要がないところがございますので、引き

続き、それを踏襲して文章化しているということでございます。

あと、ほかに明確に5年間の間に変わりました、先ほど御質問の中にもありましたように、コロナの問題、平成30年に起こりました西日本豪雨の災害の問題、そういった問題につきましては、そういった事象については、当然変更する必要がありますので、明記をいたしております。あと国の方針であります、総合戦略等につきましても新たな後期対策の方針が決まりましたので、そういった法律の転換、それから5年間の間に起きました、起きましたといいますか、実施しましたものが完了したものにつきましては、当然そういったものについては、変更しております。あわせて数値の最新化等につきましても、当然そういったものについては新しく数値化をさせていただいております。

今、中山議員がおっしゃられますように、当然全て直ってない箇所が何か所かあるんじゃないかというふうな御指摘でございますけれども、今ほど申しましたように、5年前から変わってないものについて、あえて変える必要がないというふうなところにつきましては、そのままの文章化をさせていただいておると。今ほど言いましたように、明確に変わった分につきましては、当然のことながら変えさせていただいております。

また、第2章のほうに、ちょっと何ページか覚えてませんが、鬼北町の環境の変化というふうなところの文章化の中に、新たにそういった変わったものにつきましては、文章化をしとるというふうなことで考えております。

それと、2点目の基本方針の説明不足ではないか、説明がないじゃないかというふうな点のことでございますけれども、これにつきましては、文章化を当然していきますと、そういった文章を当然長期総合計画の中に書き入れていきますと、非常に煩雑になるというふうなことを担当課のほうでは考えております。今現在ページ数につきましては、160から170を予定しておりますけれども、そういった説明文章を各項目ごとに加えていきますと、200ページにはいきませんが、百七、八十ページは当然超えると。そうなると、なかなか見にくい長期総合計画になってくるというふうなことも考えまして、今のところ、説明文については、入れる必要はないのかなというふうに考えております。

あと追記・変更・削除ですかね。そういった理由書等についても書く必要がないかなというふうなことにつきましては、おっしゃるとおりだというふうに思います。当然、そういった見ていただく方にとって、そういった説明文というか、理由書があれば非常に見やすくなるというふうなことは、こちらとしても理解をさせていただいて

おりますので、これは、あくまでも考え方でございますけれども、巻末にそういった理由書等の文を入れて添付する必要もあるのかなというふうなことで考えております。

あくまでも、これ、先ほど町長の答弁にありましたように、パブリックコメントも中山議員以外からもいただいております。同様の内容でございますので、あくまでもパブリックコメントの検討をいたしまして、行政企画委員会、それと策定委員会、それにお諮りした上で、最終的に決定をいたす事項でございますので、ここで中山議員の御質問に対して、あえてやりますというふうな回答はできませんので、その点だけは御理解をいただいて、パブリックコメントを受けて、それを反映したものをお諮りした上で、最終的に審議会で決定するということになりますので、その点は御理解をいただいたらというふうに思います。

以上です。

○2番（中山定則君）

現状と課題について1つだけ例を挙げますと、基本目標1-1-1、農業の振興の現状と課題なんですが、本町で就業する人のうち、14%が農業に従事しておりというのは、これ前期計画。後期計画も同じ文です。14%の数字の根拠は、多分、平成22年度国勢調査だと思うんですが、27年度の国勢調査では、約16.8と上がっております。今年度、昨年10月に国勢調査を行いました、いまだ速報値も出てない状況ですので、分からないかもしれませんが、ここはあくまでも14.0じゃないと思います。そういうところについては、直していただきたいと思います。

それと、今の課長の答弁の中で、いわゆる1つ抜けているのは、評価をしてない、追加削除は、あるいはやっていたかもしれないんですが、評価がないと、5年間の評価をして、それぞれの施策方針を変えるべきだと思います。同じでも構いませんが、評価をする必要があると思いますので、その点について再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど言っている農業関係の資料でございますけれども、一応といいますか、大変申し訳ありません。今現在パブリックコメントを受けた中で、全てのものについて全課に多岐にわたった照会がございますので、かけております。その点については、再度見直しをさせていただいたらというふうに考えております。

それと、評価の関係なんですけども、これは前期の事業報告書というのが出来上がっておりますので、先ほど申し上げませんでしたけれども、今回長期総合計画を同時

に4月1日に公表いたしますけれども、その評価指標というふうなものもホームページに同時記載をしてはどうかというふうなことで今検討させていただいておりますので、また、そういった対応で考えておりますので、御理解をいただいたらというふうに思います。あえてこちらのほうには書かずに、別にホームページに記載をするということです。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

それでは、質問2、（1）については、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

続いて、質問2、（2）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

先ほどB & Gの関係は、中期行財政計画に入れているということで答弁をいただいたんですが、JR近永駅舎改築、クラブハウス、合宿施設、あと程内議員の一般質問にもありましたが、ジビエの関係、ジビエの関係は計画のほうには入っております。そういう大きな事業についても、中期計画に入れているかどうか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（高田達也君）

中期財政計画であります。毎年各課からヒアリング、聞き取りを行いまして、その上で、各課から出てくる年度ごとの財政の計画を表にして、財政計画として上げさせていただいております。

したがって、クラブハウス、こういったものについては、把握というか、財政計画にのせさせていただいております。ジビエ等については、近年といいますか、今年から表に出てきたものでありますので、こういったものについては、これからの財政計画のほうに当然反映をさせていただくということで御了解いただきたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

休憩をお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11時23分

再開 午前 11時30分

○議長（渡邊眞次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

追加答弁として企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

中期行財政計画につきましては、一般に公表しないというふうなことで、先ほどの質問にお答えさせていただきましても、先ほど質問にありましたジビエにつきましては、現在の中期行財政計画にはのっておりません。クラブハウスと近永駅については、先ほど財政課長が答弁させていただきましたように掲載させていただいております。ジビエにつきましては、今年度の事業で新たに出来上がったものでございますので、来年度の5月に財政課のほうで中期行財政計画をさらに見直すというふうなことで、そちらのほうで掲載をしていくというふうなことで対応するというございますので、現在のところは、ジビエ計画については、掲載をしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

そのほかの事業では、ほとんど中期行財政計画に入っているのかどうか。この後期基本計画の中で施策方針として出されている分について、大きな額の計画、保育所の関係、あるいはまだあると思うんですが、そういう分、中期行財政計画に入っているか。逆に、現時点の令和7年度までの中期行財政計画に入っている大きな行事は、この後期基本計画の中の施策方針の中にちゃんと入れ込まれているかどうか、それについても再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

全体の計画としまして、副町長のほうから答弁をさせます。

○副町長（井上建司君）

中期行財政計画につきましては、先ほども企画振興課長が答弁いたしましたように、毎年度4月、5月に見直しすることになっておりまして、当然に現在のっていない事業については、その都度、必要に応じて掲載していくということになるかと思えますので、御了解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第3号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第3号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（谷口浩司君）

それでは、鬼北町条例第1号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、議案書1ページをお開きください。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律において、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたため、条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

別紙の新旧対照表に基づき御説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正をするものでございます。

今回の改正につきましては、附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改めるものでございます。

新旧対照表での説明は以上でございます。

議案書2ページをご覧ください。

附則について説明をいたします。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で鬼北町条例第1号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議よろしくをお願いをいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、鬼北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第4号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

鬼北町条例第2号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、4ページをお開きください。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料率を改正するため、条例の一部を改正するものです。

次に、具体的な内容について御説明をいたしますので、お配りしております新旧対照表をご覧ください。

左が現行の条例、右が改正案で、傍線の部分が改正部分であります。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」と改め、同項第5号で規定しています基準的な保険料率を、改正前の7万6,200円から、年額6,000円減額の7万200円に改め、同項第5号を除く同項第1号から同項第9号までの保険料率を、第5号の金額に対して、町民税の課税や所得の状況等により判定した負担割合で乗じた金額にそれぞれ改め、同条第2項、次ページの同条3項並びに同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度」に改め、同じく、同条第2項、同条3項並びに同条第4項で規定しています保険料率を、第2条第1項第1号から第3号で規定しています保険料率に対して、令和元年度から実施された低所得者の公費負担の負担軽減強化による負担割合で乗じた金額にそれぞれ改めるものであります。

議案の4ページに戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適

用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるもの
であります。

以上で、鬼北町条例第2号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とい
たします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、鬼北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決し
ます。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、鬼北町戸別浄化槽条例の一部を改正する条例についてを議
題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第5号、鬼北町戸別浄化槽条例の一部を改正する条例について、提
案理由の説明をいたします。

浄化槽法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでありま
す。

改正する条例内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第5号、鬼北町条例第3号、鬼北町戸別浄化槽条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

6ページをお開きください。

浄化槽法の一部を改正する法律の施行に伴う主な改正点は、1点目は、浄化槽処理促進区域という区域指定ができたこと。2点目は、その区域内の住宅等に町が設置し、管理する浄化槽を公共浄化槽という名称が追加されたこと。最後に、国の補助事業名称が変わり、特別会計名称が変更となったため、2つの条例を改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして、添付しております新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表につきましては、左側が現行の規定、右側の傍線部分が改正案になります。

第2条は、用語の意義を定めている条文で、第1項第1号中に、先ほど説明いたしました公共浄化槽の定義を追加するものであります。

第3条は、町が設置する浄化槽の処理区域を定めている条文で、浄化槽処理促進区域の指定及び公告についての条文を追加するものであります。

第4条は、浄化槽設置の申請手続を定めている条文で、第1項中の処理区域内を浄化槽処理促進区域内に改めるものであります。

次に、3ページ目の附則第3項、鬼北町特別会計条例の新旧対照表をお開きください。

法改正により、事業名称が変更され、第1条第6号中の浄化槽市町村整備推進事業を公共浄化槽等整備推進事業に改定するものであります。

それでは、議案書6ページにお返りください。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附則第2項、経過措置といたしまして、改正後に規定されました浄化槽処理促進区域内において、本年度、令和2年度までに設置済みの市町村設置型の浄化槽や寄附を受け、町で管理している浄化槽を公共浄化槽とみなすとするものであります。

附則第3項は、先ほど説明いたしましたので、省略いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

今の改正法の第3条の2で、浄化槽の処理促進区域を指定することができると思いますが、現在の町内で浄化槽設置が困難な場所があると聞いておりますが、この条例によって、そういった問題は解消されるのかお聞きをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長から答弁をさせます。

○環境保全課長（森 明君）

現在の処理区域といひまして、鬼北町内で処理区域、これは鬼北町下水道化基本構想というのがございまして、そこで整備する区域を指定しております。今回、新たに公共浄化槽処理促進区域という指定がございまして、これにつきましては、浄化槽整備を特に促進する必要があるということで、区域指定をしているものでありまして、先ほど言いました、下水道化構想と同じ区域を指定することを見込んでおります。

これに基づきまして浄化槽の整備を推進していきたいと思っておりますので、条件等につきましては、各個々の判断によりますので、個々に判断しまして、なるべく浄化槽が設置できるよう推進していきたいと思っておりますので、そういうことで御了解お願いいたします。

○9番（程内 覺君）

今説明をいただきましたが、今現在設置できないとかいう場所については、こういった条例によって、法的に設置をする、住民が設置をしたいということであれば、設置ができるという条例ですか、お尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長から答弁をさせます。

○環境保全課長（森 明君）

今の御質問なんですけれども、今年度につきましては、21基を設置をしております。今年度申請中の中で、どうしても流末処理が水が乗らないとかいった条件で、合併浄化槽設置が不可能なところもありまして、今までどおり、くみ取とかいうところで対応しているところもございまして。

そういったことで、環境の状況によりまして設置ができるかどうかの判断によりま

すので、今回公共浄化槽というものを条例で追加したわけなんです、それに伴って設置ができるということにはならないということで考えております。ただ、今回の条例の趣旨といたしましては、来年度から先ほど言いましたように、事業名称が変わるということで、今回条例改正をしないと国庫補助の対象にならないというふうなことで、今回の条例を改正したということで御理解をお願いします。

○議長（渡邊眞次君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、鬼北町戸別浄化槽条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、鬼北町成川溪谷キャンプ場施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第6号、鬼北町成川溪谷キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町成川溪谷キャンプ場の施設の貸出し備品の状況を踏まえ、別表を削るほか、所要の改正を行うものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、議案第6号、鬼北町成川溪谷キャンプ場施設条例の一部を改正する条例について御説明をいたしますので、8ページをご覧ください。

鬼北町では、現在共立メンテナンスと指定管理契約を締結し、管理運営を行っているところでありますが、令和3年度からは新たな指定管理者と締結し、管理運営をする予定であります。それに伴い、今回条例の一部を改正し、管理運営をするものであります。

改正の内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表につきましては、左側が現行の規定、右側が改正案であります。

キャンプ条例、傍線で示します第1条を、自然に親しむ環境と交流の場を提供し、もって観光、保養、保健休養及び地域の活性化を図るため、成川溪谷沿いの林間キャンプ場を設置するものに改めるものでございます。

次に、第2条中、傍線で示します「55林班イ小班、57林班イ小班」を「2055林班イ小班、2057林班イ小班」に訂正するものです。

この改正は、当初契約は、奈良奥山国有林が56林班となっております。平成16年愛媛森林管理署と宇和島営林署が統合いたしまして、そのとき、宇和島営林署が管轄しておりました国有林の林班名に2000の桁をつけることとし、現在は奈良奥山国有林2050林班となっているため、今回の条例改正時に位置表示を訂正するものでございます。

次に、第4条、傍線で示します、ただし書からの条文を削除するものです。

次に、第5条、条文中「第4条」を「前条」に改め、傍線で示します「同条に掲げる額の範囲内において」を削除するものです。

議案の8ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第4号、鬼北町成川溪谷キャンプ場施設条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、鬼北町成川溪谷キャンプ場施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第7号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町成川溪谷休養センター等の施設使用料の上限額を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、議案第7号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設条例の一部を改正する条例に

ついて御説明いたします。

10ページをご覧ください。

先ほど第5号議案で御承認いただきましたように、鬼北町では、現在共立メンテナンスと指定管理の契約を締結しております。今回、それに基づきまして一部の条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表により御説明いたします。

鬼北町成川溪谷休養休憩施設条例。

名称及び位置、第2条中、傍線で示します成川溪谷休養センターの位置、「56林班か小班」を「2056林班イ小班」に、成川溪谷簡易宿泊施設「56林班か1小班及びか2小班」を「2056林班か小班」に、成川溪谷公衆便所「56林班イ小班」を「2056林班イ小班」に訂正するものです。この訂正は、先ほどキャンプ条例改正時に御説明したとおりでございます。

次に、第4条中、傍線で示します「別表第1及び別表第2に定める額により算出した合計額の」を「別表に定める額を上限に」に改めるものです。

それに伴い、2ページ目にあります、別表第1、第4条関係、施設使用料等、施設区分成川溪谷休養センター宿泊料金一人当たり1泊1万円を5万円に、成川溪谷簡易宿泊施設宿泊料金1棟1泊料金2万円から20万円に改め、会議、休憩等、機器等使用料等の表を削除するものです。

次に、第5条、1ページ目、傍線で示します「、第4条の規定にかかわらず」を削除し、「同条」を「前条」に改めるものです。

なお、改定いたします宿泊料金は、ロッジ宿泊施設の改修サービス向上をいたした上で御使用いただいた利用者に対して上限の価格設定でありまして、通常宿泊していただくお客様については、この限りではないということです。

議案の10ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第5号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（赤松俊二君）

この上限5万円、この5万円は今ほど通常は1万円であると。上限5万円設ける場合、今度改正されたわけですが、この5万円というのは、どういった場合に一人1泊5万円という料金設定になるのか。1棟1泊の20万円についても同じく説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど御説明しましたように、今回、新たな指定管理者を指定するというので、今現在考えておるところでございます。そういった中で、自らの資金投入をいただくようになっております。今考えている計画の中では、数億円程度の施設整備、ロッジでありましたら、今10棟あるわけですけれども、その2棟を1棟にして特別ロッジというふうなことも考えていただいておりますし、またサウナ、露天風呂といった、そういった施設も施設内の中に併設するというふうなことも計画いただいております。要するに、そういった特別的な施設、ルーム、部屋を使用していただいた場合において、そういった投資金額の費用対効果に合わせた料金を頂きたいというふうな御要望がございましたので、そういった施設を使った場合において、先ほど言いました上限の額を徴収するというので計画をさせていただいております。

○議長（渡邊眞次君）

赤松議員、よろしいですか。

○5番（赤松俊二君）

よろしいです。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第8号、鬼北町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第8号、鬼北町都市公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北総合公園体育館に空調設備を整備したことに伴い、体育館使用料を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育課長(渡邊 甫君)

それでは、議案第8号、鬼北町条例第6号、鬼北町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、議案書の12ページをお開きください。

説明に当たりましては、別紙の新旧対照表で行いますので、そちらをご覧ください。

体育館使用料を規定した別表第5につきまして、左の現行の欄に掲げる規定から、右の改正後の欄に掲げる規定に改正するものであります。

まず、アリーナにつきましては、項目欄の1時間当たりの使用料の欄を、通常期及

び夏期・冬期の2つに分け、通常期は4月、5月、10月、11月の比較的気温の安定した4か月とし、夏期は6月から9月の4か月、冬期は12月から3月の4か月に区分しております。

通常期の使用料は、現行どおりの施設使用料とし、冷暖房の使用希望がありましたら、冷暖房使用料として施設使用料の5割増しの金額を追加した料金となります。5割増しの根拠としましては、当該施設の多目的室や広見体育センターの冷暖房使用料と同様の金額に設定をしております。また、夏期4か月及び冬期4か月の合計8か月につきましては、5割増しした冷暖房使用料を施設使用料の中を含めた料金としております。

アリーナは3面ありますので、1面しか使用しない場合は、表示料金の3分の1、2面では3分の2の金額となります。

1例を挙げますと、アマチュアスポーツの入場料を徴収しない場合では、現行ではアリーナ全体の3面を利用しますと、1時間当たりの使用料が900円ですが、改正後は通常期の4月、5月、10月、11月の4か月間は900円で同じですが、夏期の6月から9月及び冬期の12月から3月の8か月間は1,350円となります。1面を利用する場合は、現行1時間当たり300円ですが、改正後は、通常期と同じ300円、夏期・冬期は450円となります。

次に、格技室ですが、使用料は現行どおりですが、冷暖房を使用する場合は、施設使用料の5割増しの料金で設定しております。多目的室につきましては、変更はありません。

議案書の12ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

改正後の中で、夏期と冬期に分けられたのは、なぜかを聞きたいと思います。

それと、今回設置されたエアコンの電気代がどのぐらいかというのは、ちょっと想定はできないんですけど、このぐらいの値段で大丈夫なのか、その辺をもう一度お願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

ただいまの御質問でありますけども、アリーナは3面ありますので、複数の団体が使用する場合には、冷暖房を利用したい団体と利用したくない団体が一緒になる可能性があります。そういう場合に、混乱が生じますので、この間に、夏は熱中症の予防、それから冬期は寒さによるけがの防止の観点から夏期・冬期を分けさせていただいております。

それから、電気料金に関しましては、今回鬼北町のスポーツ協会と協定をまた結ぶわけでありますけども、電気代を含めそこで増額をして対応しております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、鬼北町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、鬼北町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第9号、鬼北町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

地域住宅計画に基づき、栄町団地の建て替えに伴い、戸数に変動が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○建設課長（上田 司君）

それでは、鬼北町条例第7号、鬼北町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

14ページをお開きください。

今回の改正は、栄町団地の住宅建て替え工事が完成しましたので、管理戸数の見直しを行うものであります。

説明は、お配りしております別紙新旧対照表資料（議案第9号）で行いますので、ご覧いただきたいと思っております。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正案の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正をするものであります。

別表中段に記載されております栄町団地につきまして、2棟12戸を取り壊しまして、2棟6戸を新築いたしましたので、12戸を6戸に改正いたしました。

14ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、令和3年4月1日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第7号、鬼北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明いたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第9号、鬼北町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事)の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第13、議案第10号、工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事)の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和元年5月15日付請負契約を締結した、平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事。

2. 契約の金額 変更前、1億1,320万8,930円。変更後、1億7,250万円。

3. 契約の相手方 愛媛県松山市恵原町甲67番地1。株式会社黒石ネット。代表取締役、黒石侑希であります。

変更内容の詳細につきましては、農林課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長(松本秀治君)

それでは、今回、工事変更請負契約を締結することについて議会の議決を求めております、平成30年7月豪雨災害林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事の設計内容変更について御説明いたします。

この工事は、平成30年7月3日から7月8日にかけての平成30年7月豪雨により、お手元に配付しております資料1ページをめくっていただきまして、1ページの平面図があると思いますが、その平面図の青い部分の林道のり面が30メートルと70メートル上部から大きく2か所が連続する形で崩落し、林道が利用できない状態となっております。崩落が長大で斜面の安定を図るため、崩土除去及び現場吹付法枠工事でのり面保護を主たる復旧計画として工事を行っており、当工事の復旧計画概要は、崩土除去4,024立米、残土処理4,024立米、崩落のり面の整形1,202.6平米、現場吹付法枠工によるのり面保護工3,124.6平米を主たる工種として災害復旧工事を進めておりました。

しかし、青い部分のその1の箇所及びその2の箇所の崩土除去を行っていた際、工事期間中の降雨及びのり面の湧水によって、その1の箇所とその2の箇所の間にあった赤い部分の残存のり面が小崩落を繰り返し、最終的には崩土の除去が進み、のり面の足元にあった崩土が減ってきた段階で滑動崩壊に至りました。

これにより、崩土の除去、現場吹付法枠工を増やす必要が生じたため、崩土除去4,024立米から8,017立米に変更し、3,993立米の増、現場吹付法枠工3,124.6平米から3,876.6平米に変更し、752平米の増、残土処理4,024立米から8,017立米に変更し、3,993立米の増、また崩土にはもともと植生しておりました大量の雑木等の幹や根株が混入しており、それら危険物の除去及び産廃処理が追加となったため、危険木積み、危険木運搬、危険木産廃処理をそれぞれ224立米、新たに増といたしました。

以上の理由から、変更前契約額1億1,320万8,930円に対し、5,929万1,070円を増額しました1億7,250万円での変更契約を締結するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（山本博士君）

この緑の正面から撮っておる部分の中で、真ん中の部分が結局落ちているような状況の写真が撮られておるんですが、この落ちたときの状況の写真というものはないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明させます。

○農林課長（松本秀治君）

今手元には持っておりませんが、課のほうに戻って担当者に言えば、写真はあると思います。

○4番（山本博士君）

この状況写真だと、施工上の問題で何か真ん中のところをするような状況ではないかなというふうに判断しておるんですが、その写真をつけ加えるべきじゃなかったかなと思っております。その辺どうなのでしょう。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から答弁させます。

○農林課長（松本秀治君）

おっしゃられるとおりで、つけるべきだったのかと思いますが、もし必要であれば、休憩いただければ原課のほうに戻りまして、写真のほうを入手したいと思います。

○4番（山本博士君）

了解です。分かりました。

○議長（渡邊眞次君）

構いませんか。

○4番（山本博士君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

松本課長、写真、もしあったら後で議長室のほうへ1部。

○農林課長（松本秀治君）

後ほどお持ちします。

○議長（渡邊眞次君）

はい、お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第10号、工事変更請負契約(平成30年7月豪雨災害林道復旧事業林道広見日吉線1号箇所災害復旧工事)の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第14、議案第11号から、日程第35、議案第32号までの22件については、関連議案ごと一括議題とし、提案理由の説明の後、議案ごとに質疑・討論の上、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

日程第14、議案第11号から日程第35、議案第32号までの22件については、関連議案ごと一括議題とし、提案理由の説明の後、議案ごとに質疑・討論の上、採決することに決定いたしました。

日程第14、議案第11号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について、日程第15、議案第12号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について、日程第16、議案第13号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設等の指定管理者の指定について、日程第17、議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について、以上4件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第11号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定について、日程第15、議案第12号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定について、日程第16、議案第13号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設等の指定管理者の指定について、日程第17、議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定について、以上4件につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、安森鍾乳洞休憩所、旧農家生活体験施設、成川溪谷休養休憩施設等、及び展示交流施設について、指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

まず、16ページの議案第11号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定につきましては、

- 1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町安森鍾乳洞休憩所。

- 2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字小松2105番地。安森鍾乳洞保存会。

- 3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、17ページの議案第12号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定につきましては、

- 1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

旧農家生活体験施設。

- 2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字小松2105番地。安森鍾乳洞保存会。

- 3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、18ページの議案第13号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設等の指定管理者の指定につきましては、

- 1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町成川溪谷休養休憩施設等。

- 2、指定管理者となる団体の名称

今治市八町西三丁目6番30号。株式会社ありがとうサービス。

- 3、指定の期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次に、19ページの議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定につきまして、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町展示交流施設。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字上川606番地2。NPO法人くらしのお手伝い・ほっとホット。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

なお、資料として、それぞれの施設につきまして、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから日程第14、議案第11号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（高橋聖子君）

成川溪谷休養休憩施設のことで質問があります。

ごめんなさい。ないです。すみません。

○議長（渡邊眞次君）

後で時間を取ります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、鬼北町安森鍾乳洞休憩所の指定管理者の指定についてを採

決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから日程第15、議案第12号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第12号、旧農家生活体験施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから日程第16、議案第13号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番(高橋聖子君)

成川溪谷休養休憩施設のことで質問させていただきます。

指定管理業務の対象となる物件の中に高月温泉が入っているんですが、指定管理業

務で料金設定も入っていると思うんですが、ただいま高月温泉に関しては、地域の皆さんの憩いの場となっております。料金がもし上がるとかいうことも考えられると思うんですが、そのあたりはどうなのでしょう。

それともう一つ、休養センターの料理なんですが、皆さん、工夫されてまして、キジ鍋とか、鬼北町の特産品であるキジを利用した料理とかを考えておられるんですが、それも継続されてするような意見は町側からできるのでしょうか、以上2点、お願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

2点について、企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず1点目の高月温泉の料金設定でございますけれども、当然のごとく、今地域の住民の皆様によく利用していただいております。また、町外の方からも利用していただいております。料金設定につきましては、先ほど条例の改正のときにも申しましたように、最終的には今回指定管理をしていただく、ありがとうサービスさんが決定していただくこととしておりますけれども、当然町とそういった協議はさせていただいた上で決定いたします。当然非常に高く上がるというふうなことはございませんので、今現在考えておりますのは、今の料金のままというふうなことでやっていただくというふうなことで協議はいたしております。

2点目の休養センターの料理等につきましてはです。これも同じく、当然鬼北町の特産のキジ、当然使っていくというのは協議をさせていただいておりますので、また、いろんなありがとうサービスさん、県内でそういったフード店も経営されているところでございますので、そういったノウハウも生かしながら経営をやっていただくんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

高橋議員、了解ですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（山本博士君）

現在の従業員の方々はどうなるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

従業員の方は、本日、この議会でありがとうサービスさんが承認をされた段階で面接をしていただくこととなっております。全ての従業員さんを面接していただいて、継続して働きたいという方については、雇用していただくというふうにしておりますけれども、まだ現在、そういった決定が出されておられませんので、そういうふうな状況で進めていくということだけ御理解いただけたらと思います。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○4番（山本博士君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（芝 照雄君）

指定管理の中で、ほかのところ、大体期間が5年設けられていますけど、この物件に関しては、10年というその根拠を教えてくださいたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

先ほど条例改正のときにもちょっと申し上げたと思うんですけど、今回このありがとうサービスさんにおきましては、現在ある施設以外に新しい施設への投資をしていただくことになっております。PFI事業というんですけど、要は、自分のところの資金を投資をして、また、なおかつ自分のところの経営ノウハウによって経営をしていくというふうなことで、先ほど言いましたように、数億円程度の投資をしていただくこととなっております。そうした場合に、現在、通常なら3年から5年の指定管理の契約なんですけども、その契約であると、そういった投資をしていただいた金額を結局ペイできないというふうな状況もございますので、10年間の指定期間をいただかないかなというふうな要望がございました。

もう1点は、今現在私ども担当課があり、担当者がこの契約等については考えておりますけれども、5年というスパンでいきますと、もし異動で変わった場合、急遽やめてほしいというふうなことも言われかねないというふうなことも懸念されております。

して、できれば、そういったことも考える中で、10年間のスパンでやらせていただきたいということでございました。全国的には、今言いましたように、3年から5年が90%ぐらいの契約なんですけども、中には、全国の市町村におきましては、5%のところにおいては、指定管理10年というふうなところもございますので、今回この件については、ありがとうサービスさんとは、10年をやらせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○7番（芝 照雄君）

はい。

○10番（松浦 司君）

ありがとうサービスという会社の概要、全員協議会で議員には説明があったわけなんですけど、町民の皆さんは、これは初めて聞く名前やと思いますので、分かる範囲で説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ありがとうサービスさんの御説明をさせていただいております。

平成12年の設立で、業績は20年ということでございます。積極的な事業展開により、大阪商品取引所、ジャスダック市場へも上場されておるといって会社でございます。あとフード事業共に成績がある中で、経営資源を重要視されている人材の育成にも取り組まれているということで、近辺では、ありがとうサービスさんの行政管理施設といたしましては、鈍川せせらぎ交流館、玉川湖畔の里、ユートピア宇和（游の里）、あと宝泉坊ロッジ、それから、ししの里せいよ、ほわいとファームといったような鬼北町と今説明いたしました施設であったり、温泉施設であったり、フード店であったり、そういった店も経営されているところでございます。一番大きいのは、今治FC、そういった関連会社でございます。ですので、これまでいろんな業績を持たれておりますし、経営ノウハウもあるというふうな会社でございますので、御安心をさせていただいたらというふうに思います。

以上です。

○10番（松浦 司君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、鬼北町成川溪谷休養休憩施設等の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから日程第17、議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、鬼北町展示交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について、日程第19、議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について、日程第20、議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第21、議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について、日程第22、議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について、以上5件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第18、議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定について、日程第19、議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定について、日程第20、議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第21、議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定について、日程第22、議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定について、以上5件につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、総合福祉センター、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、児童交流センター及びボランティアセンターについて指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

まず、20ページの議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町総合福祉センター。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、21ページの議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定につきましては、

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
鬼北町老人福祉センター。
2. 指定管理者となる団体の名称
鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会。
3. 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、22ページの議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
鬼北町老人デイサービスセンター。
2. 指定管理者となる団体の名称
鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会。
3. 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、23ページの議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定につきましては、

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
鬼北町児童交流センター。
2. 指定管理者となる団体の名称
鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会。
3. 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、24ページの議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定につきましては、

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
鬼北町ボランティアセンター。
2. 指定管理者となる団体の名称
鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会。
3. 指定の期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

なお、資料として、それぞれの施設につきまして、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから日程第18、議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、鬼北町総合福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから日程第19、議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第16号、鬼北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから日程第20、議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第17号、鬼北町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから日程第21、議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定

についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第18号、鬼北町児童交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから日程第22、議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第19号、鬼北町ボランティアセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第23、議案第20号、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定について、日程第24、議案第21号、鬼北町日吉中央集会所の指定管理者の指定について、以上2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第23、議案第20号、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定について、日程第24、議案第21号、鬼北町日吉中央集会所の指定管理者の指定について、以上2件につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、北宇和病院及び日吉中央集会所について指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

まず、25ページの議案第20号、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町立北宇和病院。

2、指定管理者となる団体の名称

岡山県岡山市北区祇園866番地。社会福祉法人旭川荘。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

次に、26ページの議案第21号、鬼北町日吉中央集会所の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町日吉中央集会所。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字近永782番地。社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

なお、資料として、それぞれの施設につきまして、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから日程第23、議案第20号、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

25ページの鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定期間が3年間と、先ほどから期間が出ておるようですが、短いようですが、根拠はいかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

今御質問にありました指定期間が前は5年となっておりますが、今回は3年で提案しとる内容理由について御説明をさせていただきます。

旭川荘との指定管理の協議をする中で、指定管理者である旭川荘さんのほうから皆様御承知のとおり、経営状況があまりよろしくないということで、なかなか責任を感じられておまして、そういった改善に向けた協議を強化していきたいと、次期指定管理の期間は。それで、強化を図るために、北宇和病院の役割分担や将来の方向性などをもう少し範囲を広げて協議をする場を設けるということで、資料の基本協定書、7ページの第40条をお開きください。基本協定書の資料の7ページの第40条、ここに連絡調整会議等の設置という項目があります。これについて来年度からはここを強化していきたいと。この強化をすることによって、将来、町民のための病院としての運営を図りたいと。そういった作業に当たって、やっぱり5年ではちょっと協議の期間としては長過ぎるので、ある程度3年というスパンで見出していきたいという要望がありまして、今回、前回の5年とは違った3年で提案をさせていただいております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

北宇和病院、大変厳しい状態だと思いますが、なくてはならない病院だとも思いま

す。取りあえず3年間の指定管理ということで、3年たてば、また改めての契約ということになると思いますが、それについては、長期間の管理をお願いするというようなお考えでしょうか、お尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

私のほうから、旭川荘さんとの協議の中で、旭川荘さんの理事長さんのお考えというのが、やはり社会福祉法人として育ってきた旭川荘さんが、全国で唯一医療関係に従事している、担当しているというところで、そのノウハウというものがなかなか確立できないというところでの少し責任を感じていらっしゃるところがあるんですけども、ただ、鬼北町としては、15年前の状況、県立病院から移管されたときのなかなか請け負っていただけないところがないという状況のところからの話でありますので、町とすれば、基本的には、旭川荘さんに近い将来もやっていただきたいなという気持ちを込めて協議はいたしております。

ただ正直、これは指定管理者の考え方でありますので、一方的にお願いするわけにはいかんわけですが、現実問題とすれば、やはり現在の状況、鬼北町の状況からすれば、そのノウハウというものを南愛媛病院でちゃんと培われております旭川荘さんが適当なんじゃないかなという考えの下、これからも協議をし、なお一層経営面、または親しみやすい病院という中で御指摘を少しでも減らせるように頑張っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号、鬼北町立北宇和病院の指定管理者の指定についてを採決し

ます。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから日程第24、議案第21号、鬼北町日吉中央集会所の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第21号、鬼北町日吉中央集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を2時15分とします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 25、議案第 22 号、鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定について、日程第 26、議案第 23 号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について、日程第 27、議案第 24 号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定について、日程第 28、議案第 25 号、鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定について、日程第 29、議案第 26 号、鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について、以上 5 件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 25、議案第 22 号、鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定について、日程第 26、議案第 23 号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について、日程第 27、議案第 24 号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定について、日程第 28、議案第 25 号、鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定について、日程第 29、議案第 26 号、鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について、以上 5 件につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、農業研究施設、菌床しいたけ試験施設、きのこ栽培センター、新規作物導入支援施設及び農林水産物処理加工施設について指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

まず、27 ページの議案第 22 号、鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町農業研究施設。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字岩谷 352 番地 1。一般社団法人鬼北町農業公社。

3、指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとするものであります。

次に、28 ページの議案第 23 号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町菌床しいたけ試験施設。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字岩谷 3 5 2 番地 1。一般社団法人鬼北町農業公社。

3、指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとするものであります。

次に、29 ページの議案第 24 号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定につきまして、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

きのこ栽培センター。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字岩谷 3 5 2 番地 1。一般社団法人鬼北町農業公社。

3、指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとするものであります。

次に、30 ページの議案第 25 号、鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町新規作物導入支援施設。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字岩谷 3 5 2 番地 1。一般社団法人鬼北町農業公社。

3、指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとするものであります。

次に、31 ページの議案第 26 号、鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町農林水産物処理加工施設。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字岩谷 3 5 2 番地 1。一般社団法人鬼北町農業公社。

3、指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとするものであります。

なお、資料として、それぞれの施設につきまして、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから日程第25、議案第22号、鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第22号、鬼北町農業研究施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから日程第26、議案第23号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第23号、鬼北町菌床しいたけ試験施設の指定管理者の指定について

を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これから日程第27、議案第24号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第24号、きのこ栽培センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから日程第28、議案第25号、鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第25号、鬼北町新規作物導入支援施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから日程第29、議案第26号、鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第26号、鬼北町農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第30、議案第27号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定について、日程第31、議案第28号、日吉夢産地の指定管理者の指定について、日程第32、議案第29号、鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について、日程第33、議案第30号、鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定について、日程第34、議案第31号、森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定について、以上5件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第30、議案第27号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定について、日程第31、議案第28号、日吉夢産地の指定管理者の指定について、日程第32、議案第29号、鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定について、日程第33、議案第30号、鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定について、日程第34、議案第31号、森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定について、以上5件につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、林業振興施設、日吉夢産地、日吉ふれあい農園、森の三角ぼうし及び森の三角ぼうし農産物加工施設の指定について、指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

まず、32ページの議案第27号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町林業振興施設。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字下鍵山300番地3。株式会社日吉農林公社。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、33ページの議案第28号、日吉夢産地の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

日吉夢産地。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字下鍵山54番地。株式会社日吉夢産地。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、34ページの議案第29号、鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町日吉ふれあい農園。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字下鍵山54番地。株式会社日吉夢産地。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、35ページの議案第30号、鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北町森の三角ぼうし。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字永野市138番地6。株式会社森の三角ぼうし。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

次に、36ページの議案第31号、森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

森の三角ぼうし農産物加工施設。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字永野市138番地6。株式会社森の三角ぼうし。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

なお、資料として、それぞれの施設施設につきましては、基本協定書（案）と年度協定書（案）をお配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

日程第30、議案第27号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第27号、鬼北町林業振興施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから日程第31、議案第28号、日吉夢産地の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第28号、日吉夢産地の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから日程第32、議案第29号、鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号、鬼北町日吉ふれあい農園の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから日程第33、議案第30号、鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第30号、鬼北町森の三角ぼうしの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これから日程第34、議案第31号、森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第31号、森の三角ぼうし農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第35、議案第32号、鬼北総合公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第35、議案第32号、鬼北総合公園の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、鬼北総合公園の指定について、指定管理者の選定を行ったので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

37ページの議案第32号、鬼北総合公園の指定管理者の指定につきましては、

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

鬼北総合公園。

2、指定管理者となる団体の名称

鬼北町大字永野市1290番地1。鬼北町スポーツ協会。

3、指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

なお、資料として基本協定書（案）と年度協定書（案）お配りしておりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから日程第35、議案第32号、鬼北総合公園の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号、鬼北総合公園の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月4日は、定刻に会議を開きます。

本日はこれをもって延会します。

○副議長（福原良夫君）

起立。

礼。

（午後 2時39分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 4 番）

鬼北町議会議員（ 5 番）